

平成二十八年八月八日受領
答弁第四〇号

内閣衆質一九一第四〇号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出高江での機動隊員の暴力行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出高江での機動隊員の暴力行為に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「法律上認められる行為」及び「どのような事態であっても暴力行為として認められない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「機動隊員が顔面を殴打している動画」が何を指すのか明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げますれば、捜査機関においては、個別具体的な事情に応じて、法と証拠に基づき適切に対処していくものと認識している。